

令和5年度 引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分）が
充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金増収分については、その
使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度与那国町一般会計決算における引き上げ分の消費税交付金（社会保障財源化分）
は下記のとおりとなります。

記

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 21,113 千円

（歳出）

・ 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 319,567 千円

（単位：千円）

分類	款	項	目	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税 （社会保障財 源化分の市町 村交付金）	その他
社会福祉費	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	192,950	32,845	0	3,868	12,748	143,489
			老人福祉費	8,555	0	0	496	565	7,494
		児童福祉費	児童福祉総務費	6,968	2,944	0	0	460	3,564
			児童措置費	19,550	16,513	0	0	1,292	1,745
			保育園費	91,544	0	0	7,276	6,048	78,220
		生活保護費	生活保護総務費	0	0	0	0	0	0
合計				319,567	52,302	0	11,640	21,113	234,512